

経済戦略局（施設の改修、管理等に関する連絡調整等事務補助業務）会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局（施設の改修、管理等に関する連絡調整等事務補助業務）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （1）書類選考
- （2）面接（口述）試験

（再度の任用）

第3条

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（勤務時間）

第4条

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- （1）勤務日数
1日 7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- （2）勤務時間
午前9時00分から午後5時15分まで
- （3）休憩時間
午後0時15分から午後1時00分まで

附則

- 1 この要綱は、令和4年1月14日から施行する。